

各位

2019年11月25日

maneo マーケット株式会社

代表取締役 佐藤 友彦

ガバナンス強化に対する対応状況について

2019年10月15日付「maneo マーケット株式会社における基本方針についてのお知らせ」（以下、「当社基本方針」といいます。）におけるガバナンス強化への対応状況について、続報をお知らせいたします。

当社が関東財務局より2018年7月13日に受けた業務改善命令の内容の一つに、「金融商品取引業者として必要な外部営業者の選定・管理に関する業務運営態勢等を再構築すること」がござります。かかる命令内容を受け当社では、外部有識者を交えた委員会形式の会議体プラットフォーム委員会（以下、「当委員会」といいます。）を2018年9月に発足いたしました。当社は、当委員会を通じて外部専門家から外部営業者の選定・管理に係る社内規定の作成、業務運営態勢上の諸課題の対応等に向けた助言並びに提言を受けて参りました。

当委員会は定期的を開催しておりますが、本日の当委員会以降、業務提携先のSAMURAI & J PARTNERS 株式会社のグループの会社であるSAMURAI 証券株式会社（以下、「SAMURAI 証券」といいます。）のファンド組成部門及びコンプライアンス部門の役職者もオブザーブ参加することとなりました。これは、当社基本方針に掲げたガバナンス強化を目的としております。SAMURAI 証券が保有する金融商品取引業者としての知見を当社の業務運営態勢の再構築に活かして参ります。

その他、当社基本方針の各項目への対応状況につきましては、適宜当社ホームページやメールにてご報告させていただきます。

■本リリースに関するお問い合わせ

Mail : info@maneo-market.jp

FAX : 020-4664-4308